平成25 年4 月8 日
常務理事会決定

「Montreal　2013 IPC Swimming World Championships」
派遣選手，役員等派遣方針

（一社）日本身体障がい者水泳連盟

１ 水泳選手チームは、礼儀と規律を順守し、健康で元気ある日本の代表にふさわしく、他の参 加国との友好と親善に寄与できる選手、役員をもって編成、派遣する。

２ 選手派遣は、平成25年強化・育成指定選手のうちから下記ア又はイを満たし、ウとエの条件を満たす選手を選考、派遣し、標記大会でメダルの獲得を目指すチーム編成とする。

ア 静岡記録会（平成25 年3 月 於：静岡県）に於いて標記大会の参加基準を満たした者。

イ 静岡記録会には参加していないが、標記大会の参加基準をそれまでに満たしている者に於いては、5月強化合宿において記録測定を実施し、標記大会でメダル獲得の可能性が十分に高い選手。

ウ 強化指定選手として定められた大会や合宿に参加し、その定められた内容及び、自己の体調管理、十分な練習環境を整えていること。

エ 標記大会への参加資格、参加基準を満たしている者。

３ 役員派遣人数は選手数の確定後に決定する。

４ その他
派遣にかかる費用はJPC助成金により一部助成を予定している